

令和元年台風 19 号による災害に伴う救援活動に従事する航空機による
爆発物等の輸送に係る手続の柔軟な運用について
(措置 1 (2) 関連)

1. 対象者

令和元年台風 19 号による災害に伴う救援活動を行う航空機

(注：自衛隊の航空機は、そもそも爆発物等の輸送に係る手続は不要)

2. 手続の概要

令和元年 10 月 13 日より当面の間、令和元年台風 19 号による災害に伴う救援活動を行う航空機に関しては、被災地への救援物資、ライフラインの復旧等に必要とされる資機材等に含まれる爆発物等の輸送に係る航空法施行規則第 194 条第 2 項第 5 号に定める承認手続については、「救援活動に係る航空機による爆発物等の輸送について (平成 28 年 6 月 29 日付、国空航第 2374 号)」に従って、申請者からの電話連絡による手続を認めるなど柔軟な運用を行うこととする。

※上記手続に係る詳細は以下を参照

http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000021.html

3. 本件に係る連絡先

(静岡県、長野県、新潟県以东の場合)

東京航空局 保安部 運用課 03-5275-9321 (平日 9:00~17:45)
090-4931-5111 (平日時間外・休日)

(愛知県、岐阜県、富山県以西の場合)

大阪航空局 保安部 運用課 06-6949-6591 (平日 9:00~17:45)
080-8949-9908 (平日時間外・休日)

※上記 2. の手続は、上記窓口で一括して受付可能

※措置 1 (1) の空港等以外への離着陸の許可等に係る手続も上記窓口で一括して
受付可能

以上

令和元年台風 19 号による災害に伴う救援活動に従事する航空機の
耐空証明の有効期間満了時の取り扱いについて
(措置 2 (1) 関連)

1. 対象者

令和元年台風 19 号による災害に伴う救援活動を行う航空機

(注：自衛隊の航空機は、そもそも耐空証明が不要)

2. 耐空証明に関する措置

2-1 令和年 10 月 15 日より当面の間、1. の航空機のうち、耐空証明の有効期間（1 年）が満了する航空機であって、救援活動を継続的に行う必要があること等により、耐空証明を更新することが困難なものについては、安全確保のための措置^(※)を講じることを前提に、航空法第 11 条第 1 項但し書きによる許可により、耐空証明有効期間満了後も、航空の用に供してもよいこととする。

(※安全確保のための措置の例)

- ・ メーカーの定める点検・整備作業を通常どおり行うこと
- ・ 故障が予想される部品については、予防的に早期に交換すること
- ・ 日々の運航において、機体の状況が良好であることについて、特に慎重に確認すること

2-2 上記の航空法第 11 条第 1 項但し書き許可申請において、申請書に記載することが困難と考えられる事項(飛行経路、同乗者氏名等)については、記載不要とする。また、あらかじめ申請書を提出することが困難である場合は、電話等により仮の申請手続をできることとする。

3. 本件に係る申請先

(最初の離陸空港が静岡県、長野県、新潟県以東の場合)

東京航空局 安全統括室 航空機検査官室 03-5275-9325 (平日 9:00~17:45)
090-7195-0452 (平日時間外・休日)

(最初の離陸空港が愛知県、岐阜県、富山県以西の場合)

大阪航空局 安全統括室 航空機検査官室 06-6949-6235 (平日 9:00~17:45)
080-1478-9761 (平日時間外・休日)

令和元年台風 19 号による災害に伴う救援活動に従事する操縦士の
航空身体検査証明の有効期間満了時の取り扱いについて
(措置 2 (2) 関連)

1. 対象者

令和元年台風 19 号による災害に伴う救援活動を行う航空機を運航する操縦士
(注：自衛隊機の操縦者は、そもそも航空法上の航空身体検査証明は不要。)

2. 航空身体検査証明に関する措置

2-1 令和元年 10 月 15 日より当面の間、1. の対象者のうち、航空身体検査証明の有効期間が満了する者であって、救援活動を継続的に行う必要があること等により、航空身体検査証明を更新することが困難な者については、安全確保のための措置^(※)を講じることを前提に、航空法第 28 条第 3 項の許可を受けることで、航空身体検査証明有効期間満了後も、救援活動を行う航空機の操縦を行ってよいこととする。

(※安全確保のための措置の例)

- ・各飛行の実施前に、自らの健康状態について確認を行うこと
- ・運航に影響を及ぼすような心身の異常を認めた場合は、乗務しないこと

2-2 上記の航空法第 28 条第 3 項の許可申請において、申請書に記載することが困難と考えられる事項(飛行経路、同乗者氏名等)については、記載不要とする。また、あらかじめ申請書を提出することが困難である場合は、電話等により仮の申請手続をできることとする。

3. 本件に係る申請先

(静岡県、長野県、新潟県以东の場合)

東京航空局 保安部 運用課 03-5275-9321 (平日 9:00~17:45)
090-4931-5111 (平日時間外・休日)

(愛知県、岐阜県、富山県以西の場合)

大阪航空局 保安部 運用課 06-6949-6591 (平日 9:00~17:45)
080-8949-9908 (平日時間外・休日)

令和元年台風 19 号による災害に伴う救援活動に従事する操縦士の
特定操縦技能審査の有効期間満了時の取り扱いについて
(措置 2 (3) 関連)

1. 対象者

令和元年台風 19 号による災害に伴う救援活動を行う航空機の操縦士

(注：自衛隊機の操縦者は、そもそも特定操縦技能審査(操縦技能証明)が不要)

2. 特定操縦技能審査に関する措置

2-1 令和元年 10 月 15 日より当面の間、1. の対象者のうち、操縦等可能期間(直近の特定操縦技能審査等の合格から 2 年)を満了する者であって、救援活動を継続的に行う必要等により特定操縦技能審査を受けることが困難である者については、安全確保のための措置^(※)を講じることを前提に、航空法第 71 条の 3 第 2 項の許可を受けることで、当該期間満了後も、航空機の操縦等を行ってよいこととする。

(※安全確保のための措置の例)

- ・十分な飛行経歴を有している、又は継続的に操縦を行っているなど、必要な操縦技量が維持されているものと考えられること
- ・操縦に当たっては、安全確保に十分に配慮することとしていること

2-2 上記の航空法第 71 条の 3 第 2 項の許可申請については、「特定操縦技能審査実施要領(平成 24 年 3 月 29 日付、国空航第 799 号)」別紙第 6 によるところとするが、申請書に記載することが困難と考えられる事項(飛行日時・経路、同乗者氏名等)については、記載不要とする。また、あらかじめ申請書を提出することが困難である場合は、電話等により仮の申請手続をできることとする。

3. 本件に係る申請先

(静岡県、長野県、新潟県以東の場合)

東京航空局 保安部 運用課 03-5275-9321 (平日 9:00~17:45)
090-4931-5111 (平日時間外・休日)

(愛知県、岐阜県、富山県以西の場合)

大阪航空局 保安部 運用課 06-6949-6591 (平日 9:00~17:45)
080-8949-9908 (平日時間外・休日)

(参考) 参照条文

○ 航空法（昭和27年法律第231号）（抄）

第十一条 航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない。但し、試験飛行等を行うため国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(業務範囲)

第二十八条 別表の資格の欄に掲げる資格の技能証明（航空機に乗り組んでその運航を行う者にあつては、同表の資格の欄に掲げる資格の技能証明及び第三十一条第一項の航空身体検査証明）を有する者でなければ、同表の業務範囲の欄に掲げる行為を行つてはならない。ただし、定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士、准定期運送用操縦士、一等航空士、二等航空士若しくは航空機関士の資格の技能証明を有する者が受信のみを目的とする無線設備の操作を行う場合又はこれらの技能証明を有する者が電波法第四十条第一項の無線従事者の資格を有するものが、同条第二項の規定に基づき行うことができる無線設備の操作を行う場合は、この限りでない。

2 (略)

3 前二項の規定は、国土交通省令で定める航空機に乗り組んでその操縦（航空機に乗り組んで行うその機体及び発動機の取扱いを含む。）を行う者及び国土交通大臣の許可を受けて、試験飛行等のため航空機に乗り組んでその運航を行う者については、適用しない。

(特定操縦技能の審査等)

第七十一条の三 操縦技能証明を有する者は、航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であつてその維持について確認することが特に必要であるもの（以下この条において「特定操縦技能」という。）を有するかどうかについて、操縦技能審査員（特定操縦技能の審査を行うのに必要な経験、知識及び能力を有することについて国土交通大臣の認定を受けた者をいう。第四項及び第百三十四条において同じ。）の審査を受け、これに合格していなければ、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について次に掲げる行為を行つてはならない。この場合において、当該審査は、当該行為を行う日前国土交通省令で定める期間内に受けたものでなければならない。

一 航空機に乗り組んで行うその操縦

二 第三十五条第一項各号又は次条第一項の操縦の練習の監督

三 第三十五条の二第一項の計器飛行等の練習の監督

2 前項の規定は、同項の期間内に国土交通省令で定める方法により特定操縦技能を有することが確認された場合又は国土交通大臣がやむを得ない事由があると認め

て許可した場合には、適用しない。

3・4 (略)

(離着陸の場所)

第七十九条 航空機(国土交通省令で定める航空機を除く。)は、陸上にあつては空港等以外の場所において、水上にあつては国土交通省令で定める場所において、離陸し、又は着陸してはならない。ただし、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(最低安全高度)

第八十一条 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(捜索又は救助のための特例)

第八十一条の二 前三条の規定は、国土交通省令で定める航空機が航空機の事故、海難その他の事故に際し捜索又は救助のために行なう航行については、適用しない。

(爆発物等の輸送禁止)

第八十六条 爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのある物件で国土交通省令で定めるものは、航空機で輸送してはならない。

2 (略)

(物件の投下)

第八十九条 何人も、航空機から物件を投下してはならない。但し、地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれのない場合であつて国土交通大臣に届け出たときは、この限りでない。

○ 航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)(抄)

(輸送禁止の物件)

第九十四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる物件は、法八十六条第一項の国土交通省令で定める物件に含まれないものとする。

一～四 (略)

五 航空機以外の輸送手段を用いることが不可能又は不適當である場合において、国土交通大臣の承認を受けて輸送する物件

六 (略)
3 ~ 5 (略)